

## 社会福祉法人埼玉県共済会感染症等対策指針

### 1. 指針策定の目的及び基本的な考え方

この感染症等対策指針は、基本的な考え方として、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止及び発生時の適切な対応等施設における感染症及び食中毒対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護サービスの提供を図ることを目的として定めるものである。

### 2. 感染症等対策委員会

#### (1) 感染症等対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、各施設に「感染症等対策委員会」を設置する。

#### (2) 感染症等対策委員会の構成

感染症等対策委員会は、次に掲げる職にある者のうち、各施設において必要な者をもって構成する。

- ①管理者（施設長）（委員長）
- ②事務（局）長
- ③生活相談員・相談員
- ④医師（医療管理）（場合により）
- ⑤看護職員（感染対策担当者）
- ⑥管理栄養士又は栄養士
- ⑦介護職員（支援員）
- ⑧介護支援専門員・社会福祉士等
- ⑨その他施設長が必要と認める者

#### (3) 感染症等対策担当者の責務

施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症等対策委員会に提案する。

#### (4) 感染症等対策委員会の業務

感染症等対策委員会は、委員長の召集により3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

- ①施設内感染対策の立案
- ②指針・マニュアル等の作成及び見直し
- ③施設内感染対策に関する、職員への研修及び訓練の企画及び実施
- ④感染症発生時の対応と報告
- ⑤各部所での感染対策実施状況の把握と評価

#### (5) 職員研修及び訓練の実施

職員に対し、感染対策の基礎的知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」を感染症等対策委員会の企画により、次のとおり実施する。

①新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

②全職員を対象とした定期的な研修

全職員を対象に、別に感染症等対策委員会が作成する教材を用いた定期的な研修を年2回以上実施する。

③全職員を対象とした定期的な訓練

実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練（机上のシュミレーションによる実施も可）を年2回以上実施する。

④委託業者を対象とした研修

調理・清掃等の業務委託業者の職員に対して、本指針の周知を目的とした講習会を実施する。

(6) その他

①記録の保管

感染症等対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は、3年間保管する。

3. 平常時の衛生管理

環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等施設内の衛生管理については、別途「感染対策マニュアル」に定める。

①感染・食中毒の発生を未然に防止するためには、平常時の行動・心構えが必要であると考える。

②各種防護具（ガウン・手袋・フェイスガード・マスク・ゴーグル・消毒液等）の在庫確認及び調達確保。

③研修・訓練・確認・評価。

④感染対策委員会の活用。

4. 感染症発生時の対応（別途「感染対策マニュアル」参照）

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

①職員が入所者の健康管理上、感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに入所者と職員の症状の有無（発生した日時、階及び居室ごとにまとめる。）について別に定める様式1「感染症等発生状況報告書」によって管理者に報告すること。

②管理者は、①について職員から報告を受けた場合、施設内の職員に必要な指示を行うとともに、常勤の役員へ報告すること。

③行政への報告が必要な場合は、その受診状況と診断名、検査、治療の内容等について別に定める様式2「感染症・食中毒発生報告書」によって地域保健所に報告するとともに、関係機関と連携をとること。

(2) 感染拡大の防止

職員は、感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

①介護職員（支援員）

- ・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染が拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ・医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと。
- ・医師や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した入所者の隔離などを行うこと。
- ・別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。

②管理者及び看護職員

- ・感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員に適切な指示を出し、速やかに対応すること。
- ・感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止すること。
- ・消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択すること。
- ・協力病院や保健所に相談し、技術的な応援を依頼したり、指示を受けること。

(3) 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・施設配置医師（嘱託医）、協力機関の医師
- ・保健所
- ・地域の中核病院の感染管理担当の医師や看護師

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・職員への周知
- ・家族への情報提供と状況の説明

(4) 行政への報告

①行政の担当部局への報告

管理者は、次のような場合、別に定める様式2「感染症・食中毒発生報告書」により、迅速に関係自治体の担当部局に報告するとともに、関係自治体の保健所にも対応を相談すること。

<報告が必要な場合>

- ①同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、一週間以内に2名以上発生した場合。
- ②同一の感染症や食中毒な患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合\*
- ③通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

※同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意する。また、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者またはその疑いのある者を診断した場合には、これらの報告に基づきさいたま市保健所への届出を行う必要

がある。

<報告する内容>

- ①感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- ②感染症又は食中毒が疑われる症状
- ③入所者への対応や施設における対応状況等

5. その他

①入所予定者の感染症について

当施設は、一定の場合を除き、入所予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

②指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は、感染症等対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

この指針は、令和 4年 4月 1日から施行する。

ただし、平成19年10月 1日制定の「感染症等対策委員会設置要綱」は廃止する。